

下田市告示第27号

下田市骨髓ドナー助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

下田市長 松木 正一郎

下田市骨髓ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髓バンク事業においてドナーの負担を軽減し、骨髓・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、ドナーとなった者及びその者が勤務する事業所に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髓バンク事業 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき、公益社団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が行う骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。
- (2) 骨髓等 骨髓・末梢血幹細胞をいう。
- (3) ドナー 骨髓バンク事業において、骨髓等の提供を完了した者をいう。
- (4) 通院等 骨髓等の提供のために要した次に掲げる通院、入院又は面談をいう。
 - ア 健康診断のための通院
 - イ 自己血採血のための通院
 - ウ 骨髓等の採取のための通院・入院
 - エ その他、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談。ただし、骨髓等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害のためのものは除く。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) ドナー助成事業 令和6年4月1日以後に骨髓等の提供を完了したドナーであって、提供を行った時点で下田市に住所を有する者
 - (2) 事業所助成事業 前号に規定するドナー助成事業の対象となるドナーが勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。
- (1) 他の地方公共団体から同種の助成金の交付を受けている者
 - (2) 下田市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる者

(助成対象費用)

第4条 助成金の額は別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、それぞれ別表右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、ドナーが骨髄等の採取に伴う通院等が終了した日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、速やかに下田市骨髄ドナー助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等の省略)

第7条 市長は、別表右欄に掲げる書類の提出をもって、実績報告を受けたものとみなす。

2 市長は、前条に規定する交付決定通知書をもって、当該助成金に係る確定通知を行ったものとみなす。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、第6条の規定により交付の決定を受けたときは、速やかに下田市骨髄ドナー助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の交付決定を取り消し、交付決定者にその返還を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係、第5条関係）

事業名	助成金の額	申請書類
ドナー助成事業	通院に要した日数に20,000円を乗じた額。ただし、通算7日（140,000円）を上限とする。	（1）下田市骨髄ドナー助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号） （2）骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了したことを証明する骨髄バンクが発行する書類（この表において「骨髄バンク証明書」という。）の写し （3）骨髄等の提供に係る通院等をした日を証する書類（この表において「通院等証明書」という。）の写し （4）その他市長が必要と認める書類
事業所助成事業	ドナー助成事業の対象となるドナーが通院等要した日数に10,000円を乗じた額。ただし、1人につき通算7日（70,000円）を上限とする。	（1）下田市骨髄ドナー助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号） （2）勤務しているドナーの骨髄バンク証明書及び通院等証明書 （3）ドナーとの雇用関係が確認できる書類 （4）事業所の所在地が確認できる書類 （5）その他市長が必要と認める書類